

2023/4

(公財) 東京都ひとり親家庭福祉協議会

自販機設置プロモーターにご登録希望の皆様へ



1. 業務内容

自動販売機の設置を促進していただくお仕事です。勤務先やお知り合いの企業様、病院、学校などで、新規で自動販売機を置いてくださるところを探していただき、ご担当者様をご紹介していただきます。

ベンダー（自動販売機所有会社）の現地調査の結果や企業様のご意向等により、ご紹介いただいても契約が成立しない場合があることをご了承ください。

また、ご担当者様とお話しやすく中で、地区母子会が設置している自動販売機がある場所であることが判明したら、事前にご相談ください。

地区母子会が設置している自動販売機の場所のリストは現在確認中ですので、入手次第共有させていただきます。

プロモーター用の名刺および、最初にお渡しいただく資料はこちらでご用意いたします。検討してくださるご担当者様が見つかったら、紹介シートに記載（またはHPより入力）の上、当協議会の真田までお知らせください。（メール添付またはFAXにて）日程調整をしてお伺いいたします。

メールアドレス : jihannki@tobokyou.net

ホームページ : <https://www.tobokyou.net/>

2. 設置をお願いする自動販売機について

自動販売機には、右のステッカーが貼ってありますので、その自動販売機で購入していただくことで、ひとり親の支援になることがわかるようになっています。



3. プロモーター登録について

当協議会のHPからご登録をお願いいたします。登録せずにご紹介いただくことはできませんので、必ず事前にご登録ください。ご登録の有効期限は2年間ですが、ご希望があれば更新できます。登録は無料です。プロモーターになれるのは、ひとり親の方（お子様が20歳以上の元ひとり親の方を含む）、ひとり親家庭のお子様（18歳以上）または離婚前の方に限定させていただきます。

4. 契約の種類について

契約には以下の種類があります。

- ① 新規設置
- ② 契約満了時に既存の自販機との入替による設置
- ③ 既存自販機の契約変更

5. 紹介手数料について

紹介手数料は、事業者様と当協議会の契約に基づく収益の配分によって、2種類あります。

- ① 本来、設置事業者様に入る収益の全額を当協議会に還元

同じ会社で複数台、設置していただいた場合の謝金は下記をご参照ください。

収益配分①による謝金額一覧表

1台目	3万円
2台目	1.5万円
3台目以降 1台につき	1万円

- ② 設置事業者様に入る自販機の収益の一部を当協議会に還元

収益配分②による謝金額一覧表

1台目	年間売上見込額に基づく当協議会の年間収益見込み額の半額（上限3万円）
	複数台契約の場合は平均年間収益見込み額の半額

収益配分②により、契約成立した場合は、
ベンダーが算出した年間売上額に基づく当協議会の年間収益見込み額の半額

※ 謝金は、契約が成立した翌月末にお振込みいたします。（振込先口座は契約成立時にお伺いいたします。）

6. その他

- 自動販売機の設置場所は、東京都内に限定させていただきます。
- プロモーターは東京都以外に在住の方でもご登録いただけます。
- お知り合いの方が、設置を検討してくださる担当者を見つけた場合等、「紹介の紹介」で成立した場合も、謝金はプロモーターにお支払いたします。
- プロモーターになっていただくことで、就職活動中の方は、職務経歴書に「社会貢献活動」としてご記載いただけます。また毎年契約数が多い1～3位の方を表彰しますので、表彰歴としてもご記載いただけます。

当協議会が継続的にひとり親の方の支援をするためには、皆さまのご協力が必要です。

どうぞよろしくお願ひいたします。